

令和7年1月診療分から

# 通院の補助対象年齢を中学生まで拡大しました！

令和7年1月診療分から、中学生の通院が子ども医療費補助制度の対象となりました。



子どもが医療機関等を受診した時の、窓口での負担金を軽減する制度です。

県内の医療機関等の窓口で、子ども医療費受給者証とマイナ保険証(健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード)や資格確認書などを提示すれば、一部負担金の限度額までの負担のみで診療が受けられます(県外の医療機関等の場合は、後日払戻しをします。)

マイナ保険証を使用される場合も、引き続き医療機関等の窓口で子ども医療費受給者証をご提示ください。

## 対象者

以下のすべてに該当することの保護者が対象となります。

- 市内に住所を有する0歳～中学3年生までの子ども
- 保護者(生計中心者)の前年の所得(1月1日～6月1日に出生した場合は前々年の所得)が所得制限額未満(別途所得に対する控除があります。)
- 健康保険に加入していること
- 生活保護、重度心身障害者医療費補助やひとり親家庭等医療費補助を受給していないこと



## 補助内容

県内の医療機関等の窓口では、下の表に記載された金額及び日数を限度として、1医療機関等ごとに一部負担金の支払いが必要です。一部負担金の金額は、子どもの年齢や保護者の所得により異なります。なお、保護者の所得が所得制限額以上の場合、補助対象外となります。

扶養親族等の数	一部負担金の基準額	所得制限額
0人	295万2千円	532万円
1人	333万2千円	570万円
2人	371万2千円	608万円
3人	409万2千円	646万円
4人以上	1人につき38万円を加算	1人につき38万円を加算
同一生計配偶者(70歳以上の方) 又は老人扶養親族の場合	1人につき6万円を加算	1人につき6万円を加算

		保護者の所得が一部負担金の基準額未満	保護者の所得が一部負担金の基準額以上、所得制限額未満	保護者の所得が所得制限額以上
一部負担金(医療機関等の窓口で支払う額)	通院	<b>中学3年生まで</b> 初診時:1日500円まで(月4日まで)	<b>未就学児</b> 初診時:1日1,000円まで(月2日まで) <b>小学生・中学生</b> 外来時(初診・再診にかかわらず):1日1,500円まで(月2日まで) <b>第三子以降の子ども</b> 初診時:1日500円まで(月4日まで)	補助対象外
	入院	中学3年生まで なし (食事療養に係る費用、室料差額など保険診療外のものを除く)		
	その他	<保険薬局(院外処方に限る)・指定訪問看護・あん摩マッサージ・はり・きゅう・柔道整復・治療用装具> 中学3年生まで なし		

**【保護者の所得】 = 所得金額(※) - 8万円 (社会保険料相当額) - 各種控除**

※給与所得であれば、給与所得控除後の額

※給与所得・公的年金等所得の場合は、10万円(10万円以下の場合はその額)を控除した額

(各種控除)

区分	控除額
障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円
寡婦・勤労学生控除	27万円
ひとり親控除	35万円
雑損・医療費・小規模共済等掛金	該当控除額

※ 医療費控除については、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)で申告された場合も含まれます。

※ 所得額について、長期及び短期譲渡所得に係る特別控除が適用されます。



**(注意事項)**

※ 「扶養親族等の数」とは、次のものの合計数をいいます。

- ① 基準とする年の所得における保護者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族
- ② 基準とする年の12月31日において、扶養親族でない児童で保護者が生計を維持したもの

※ 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の医療機関等とみなします。

※ 「第三子以降の子ども」とは、中学3年生までの子どもを数えた場合の3番目以降の子どもとなります。(中学3年生までの子どもが3人以上いて、その子どもの中に、別居扶養により住民票が異なる子どもがいる場合は、別途、申立書が必要になります。)

**保険診療外のもの、補助の対象外のため、全額自己負担となります。**

- 保険適用のない治療・検査・薬 ●健康診断 ●予防接種 ●美容整形 ●歯列矯正 ●室料差額
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品を希望した場合の特別の料金
- 大規模病院における紹介のない場合の初診料の加算分 ●おむつ代等日常生活に必要なサービス など

**手続き**

**【受付場所】** お住いの区福祉課または各出張所

**【手続きに必要なもの】** マイナ保険証や資格確認書など、子どもの加入する健康保険情報が確認できるもの

※ 保護者またはその配偶者が広島市に転入された場合や、住民票が広島市外の場合(単身赴任など)は、その方の個人番号が確認できるものが必要です。



**払戻しについて**

「マイナンバーカード(個人番号カード)」か「個人番号が入った住民票と本人確認書類(運転免許証やパスポート等)」など

県外の医療機関等の受診や子ども医療費受給者証等を忘れた場合、治療用装具を作成した場合などは、子ども医療費受給者証が使用できないため、後日、払戻しをします。払戻しにはお住いの区福祉課で申請が必要です。

また、県内の医療機関は、後日、子ども医療費受給者証やマイナ保険証等を持参すると払戻しが受けられる場合がありますので、医療機関にお問い合わせください。

**【払戻しの申請に必要なもの】**

○医療機関等を受診した際の医療費領収書

※ 原則として原本が必要。ただし、療養費の申請で原本を提出する必要がある場合は、コピーでも可。

○子ども医療費受給者証に記載されている保護者名義の口座情報がわかる通帳等

○加入している健康保険の療養費等の支給決定通知書(以下の【注意】に該当する方のみ)

※ 広島市の国保加入者は、払戻し申請への添付は不要

○子ども医療費受給者証

○マイナ保険証や資格確認書など



**【注意】**

以下の場合、まずは加入している健康保険に療養費等の申請を行い、療養費等の支給決定通知書が届いたら、払戻しの申請を行ってください。(広島市の国保加入者も療養費等の申請は必要です。)

- 高額療養費の支給対象となる場合 ●マイナ保険証等なしで受診した場合 ●治療用装具をつかった場合

**【お問合せ先】**

子ども医療費補助に関することは、お住いの区福祉課へお問い合わせください。

- 中区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)504 - 2569
- 東区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)568 - 7733
- 南区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)250 - 4131
- 西区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)294 - 6342

- 安佐南区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)831 - 4945
- 安佐北区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)819 - 0605
- 安芸区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)821 - 2813
- 佐伯区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)943 - 9732

広島市公式HP  
子ども医療費補助

